

別表十六(六)

「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

「前期からの繰越額14」

法第32条第7項((繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法))に規定する繰延資産について同項に規定する満たない部分の金額(以下この別表の留意点において「帳簿記載等差額」といいます。))がある場合には、それぞれ次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度においてその帳簿記載等差額をこの欄の上段に外書として記載します。

- (1) 適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延資産(公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していたものを除きます。)
 - ……その適格組織再編成の日の属する事業年度
- (2) 合併等により移転を受けた繰延資産
 - ……その合併等の日の属する事業年度
- (3) 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産
 - ……その民事再生等評価換えが行われた事業年度
- (4) 非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産
 - ……その非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度
- (5) 通算時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産
 - ……その通算時価評価が行われた事業年度の翌事業年度
- (6) 連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産
 - ……その時価評価が行われた事業年度の翌事業年度

「同上のうち当期損金認容額15」

当期において償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却超過額の範囲内でその償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。

「証明書等の添付」

特別償却制度についてその適用を受けるときは、所定の証明書等が必要とされます。この場合の必要とされる証明書等及びその保存要件又は確定申告書等への添付要件は、次表に掲げるとおりとされています。

(注) 次表は令和4年4月1日現在の法令に基づいています。

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存要件	添付要件
事業適応繰延資産の特別償却	措置法42の12の7②	措置法規則20の10の3③		○

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

当期分の普通償却限度額 (3) × (5) / (4)	6	円	円	円	円	円
租税特別措置法適用条項	7	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)
特別償却限度額	8	外	円外	円外	円外	円外
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	9					
合計 (6) + (8) + (9)	10					
当期償却額	11					
償却不足額 (10) - (11)	12					
償却超過額 (11) - (10)	13					
前期からの繰越額	14					
同上のうち当期損金認容額 (12)と(14)のうち少ない金額	15					
差引合計翌期への繰越額 (13) + (14) - (15)	16					
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (12)と(8) + (9)のうち少ない金額	17					
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18					
差引翌期への繰越額 (17) - (18)	19					
翌期額への繰越額	20	：	：			
当期分不足額	21					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (12)と(8)のうち少ない金額	22					

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	23					
支出した金額	24	円	円	円	円	円
前期までに償却した金額	25					
当期償却額	26					
期末現在の帳簿価額	27					